

浜松市水道事業及び下水道事業管理者の所管に属する債権に係る
浜松市債権管理条例の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市債権管理条例施行規程(平成23年浜松市上下水道部管理規程第13号。以下「規程」という。)でその例によるとされる浜松市債権管理条例施行規則(平成19年浜松市規則第133号。以下「規則」という。)第8条の規定により必要な事項を定める。

(債権の種類)

第2条 浜松市債権管理条例(平成19年浜松市条例第99号。以下「条例」という。)第3条及び第4条の規定による水道事業及び下水道事業管理者が定める債権の種類は次の各号に掲げる債権とする。

- (1) 水道料金(浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号)第25条に定める水道料金をいう。)
- (2) 下水道使用料(浜松市下水道条例(昭和37年浜松市条例第21号)第14条に定める使用料をいう。)
- (3) 簡易水道料金(浜松市簡易水道条例(平成17年浜松市条例第232号)第4条に定める料金をいう。)
- (4) 農業集落排水処理施設使用料(浜松市農業集落排水処理施設条例(平成12年浜松市条例第56号)第15条に定める使用料をいう。)
- (5) 加入金(浜松市水道事業給水条例第35条の2に定める加入金をいう。)
- (6) 簡易水道加入金(浜松市簡易水道条例第5条に定める加入金をいう。)
- (7) 負担金(浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年浜松市条例第32号)第1条に定める受益者負担金及び分担金をいう。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、水道事業及び下水道事業管理者が定める債権(不納欠損額の見込み)

第3条 条例第4条に規定する不納欠損額を見込む場合(次項において「見込み」という。)は、次の各号に掲げる項目ごとに行う。

- (1) 滞納処分又は強制執行等を行った債権で回収が困難な債権
- (2) 滞納処分又は強制執行等を行っていない債権で回収が困難な債権
- (3) 滞納処分の執行停止又は債権の放棄を行った債権
- (4) 滞納処分の執行停止又は債権の放棄を行う予定の債権

2 見込みは、会計年度のできるだけ早い時期に把握するよう努めるものとする。

(上下水道債権処理検討庁内委員会)

第4条 規則第7条に規定する債権処理検討庁内委員会は上下水道債権処理検討庁内委員会(この条において「委員会」という。)とし、次に掲げる事項の事務処理方針について検討を行う。

- (1) 条例第7条から第11条までの規定に係る債権のうち重要なもの
- (2) 条例第12条第1項の規定に係る債権
- (3) その他上下水道部の債権の管理に関して上下水道部長が必要があると認める事項

2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 上下水道部長
- (2) 上下水道部上下水道総務課長
- (3) 上下水道部料金課長
- (4) 前各号に掲げる者のほか、上下水道部長が必要と認める者(職員以外の者を含む。)

3 委員会は上下水道部長が招集し、主宰する。

4 委員会の庶務は、上下水道部料金課において所掌する。

5 委員会の検討事項に係る資料は、議題の提案課が調製し、上下水道部料金課へ提出の上委員会の開催を依頼するものとする。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。